

♪ CMと音楽著作権 ♪

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
複製部 広告・ゲーム・映画課
送信部 ネットワーク課

Ver. 4.0

1. お読みになる前に

当協会は、従来コマーシャル送信用録音の管理を行うにあたり、放送やインターネット配信するためのCMに限り、その制作に係る音楽著作物の複製を「広告目的の利用」として捉え、いわゆる指し値（当協会の委託者が使用料の額を指定する方式）の取扱いを行っておりました。

2014年10月1日以降は、使用料を指し値とする広告目的で行う複製（以下「広告目的複製」という。）を、新聞・雑誌広告やポスターなどの出版にも拡大し、さらに2016年4月1日からは、下図のとおり、CD・DVDへの録音なども含めた複製全般を対象とすることになりました。

		2016年3月31日まで		2016年4月1日以降	
展開方法		制作に係る複製使用料		制作に係る複製使用料	
放送 (テレビCM・ラジオCM)		CM送信用録音 (放送)	指し値	広告目的複製	指し値
配信 (ウェブCM)		CM送信用録音 (配信)	指し値		
ビデオ上映 (店頭・街頭ビジョン・イベント会場・機内ビジョン、 その他デジタルサイネージ(動画CM))		ビデオグラム (基本・複製) [※]	規定額		
			指し値 (外国曲の基本使用料)		
映画上映 (劇場用CM)		映画録音	規定額		
			指し値 (外国曲)		
再生演奏 (音声CM)		オーディオ録音	規定額		
展示・掲示 (ポスター、看板等)		出版	指し値		
	(新聞・雑誌広告、ビラ・チラシ)		指し値		
配布	(ノベルティグッズ、販促用DVD等)	ビデオグラム、オーディオ録音、出版	規定額		

※ビデオグラムの使用料は、基本使用料と複製使用料に分かれていますが、広告目的の利用においては、広告目的複製使用料として一つの使用料となります。

2. CMで音楽を利用するには

JASRAC が著作権を管理する音楽作品を、テレビ・ラジオまたはウェブを媒体としてCMに利用する場合、利用許諾手続きには大きく分けて 2 段階あり、ひとつが制作に係る広告目的複製利用手続き、もうひとつがCM放送（配信）など、展開方法ごとの利用手続きです。

1. CM制作に係る手続き

【事前確認】

CMへの音楽利用に際しては、内国作品・外国作品に関わらず、当該作品の著作者に、利用の可否を含めた事前確認をしていただくこととなります。多くのケースでは、著作者から著作権の譲渡を受けている音楽出版者（外国作品については日本地域での著作権の管理権限を有している音楽出版者）を通じて確認していただくこととなりますが、音楽出版者が付いていない作品は、直接著作者への確認が必要です。

まずは「JASRAC 作品データベース検索 J-WID」(<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>)で作品の権利関係をお調べください。当協会の管理作品であれば、「主な音楽出版者の連絡先一覧」(<http://www.jasrac.or.jp/info/cinema/foreign.html>)などをご活用の上、その作品の音楽出版者にご連絡いただき、利用したい内容をお伝えください。同じCMについて、放送・配信以外にも展開すること（上映、演奏、展示・掲示、配布など）を予定している場合、それらに係る複製についても、作品の利用可否のほか、利用可能な場合の使用料額などの条件について確認していただくこととなります。

なお、連絡先がご不明の場合などは、複製部広告・ゲーム・映画課までお問い合わせください（Tel03-3481-2173）。

【申込書の作成・提出】

事前確認で提示を受けた条件等に合意した場合は、その内容を基に、広告目的複製利用申込書 (<http://www.jasrac.or.jp/info/download.html>) をご作成の上、JASRAC にご提出ください。広告目的複製の申込みは、広告主または広告会社の方がおこなってください。初めての方や、制作会社の方が申込みされる場合などは、許諾条項第 3 条第 3 項に基づき、前受使用料をいただくことがあります。申込書の記載方法については、巻末にもある記入例をご参照ください。

【お支払い】

- ・ 申込書をご提出いただきますと、ご利用楽曲の委託者（著作者または音楽出版者等）に使用料額等合意条件を書面で確認した後、請求書及び許諾書を発行いたします。
- ・ 請求書発行日から 30 日以内にお支払いください。但し、初めての方や、制作会社の方が

申込みされた場合などで、JASRAC から特に期日指定がある場合にはその日までにお支払いください。

【許諾番号の通知】

- ・お申込内容に、許諾番号表示が必要となる利用（上映用媒体、ポスターなど）がある場合は、許諾書の発行に先立ち、メールで許諾番号を通知いたします。なお、通知後であっても、許諾手続きが完了しない場合、許諾番号は無効となりますのでご了承ください。

2. 放送・配信での利用に係る手続き

(1) テレビ・ラジオ（地上波）で放送する場合

【事前エントリー】

- ・オンエア開始の前日までに、テレビCM放送利用申込書・ラジオCM放送利用申込書 (<http://www.jasrac.or.jp/info/download.html>) をご提出ください。
- ・CM放送利用申込みは、原則として放送回数の確認が取れる方（広告主または広告会社）がおこなってください。
- ・CMテレビ・ラジオ放送利用申込書（以下「申込書」という。）の「エントリー日」「①お申込者」「②利用内容」欄に入力をしてください（捺印は不要です。「放送局及び放送回数」欄の入力も不要です。）。
- ・放送期間は申込書1枚につき最大3カ月とします。3カ月を超えて放送する場合、申込書を分けてください。
- ・「作品名」（作品タイトル）欄と「作詞者名・作曲者名」欄は、CDなどの情報に拠らず、当協会ホームページの作品検索サービス「J-WD」において検索した作品情報に基づき入力してください。
- ・放送開始前日まで（1クールを超えて継続して利用する場合、次の放送期間開始の前日まで）に申込書を持参、郵送（必着）またはメール（agm-ad@pop02.jasrac.or.jp）でご提出ください。FAX（原本の提出不要）でも結構です。なお、FAXでご提出される場合、必ず申請窓口までご連絡のうえ着信していることを確認してください。

【放送回数の報告】

- ・事前エントリーの際に入力したテレビCM放送利用申込書・ラジオCM放送利用申込書 (<http://www.jasrac.or.jp/info/download.html>) の、「放送局及び放送回数」欄に放送回数を入力してください。放送局ごとの回数を入力すると、請求金額が「請求額」欄に自動計算されます。使用料の計算方法につきましては、テレビ・ラジオ放送利用申込書ファイルのシート「使用料の計算方法」をご確認ください。

- ・「①お申込者」欄に社印を押してください。担当者個人印の場合は受理できません。
- ・申請した放送期間が終了した日付の翌日から 2 カ月後の末日までに、押印後の申込書を持参、郵送（必着）またはメール（agm-ad@pop02.jasrac.or.jp）でご提出ください。FAX（原本の提出不要）でも結構です。なお、FAX でご提出される場合、必ず申請窓口までご連絡のうえ着信していることを確認してください。
- ・申込書に入力した放送回数の総計が 100 回を超える場合、減額計算をした放送使用料が「減額請求額」欄に自動計算されます。減額計算は、所定の利用条件を満たす場合に限り適用します。
- ・当協会において放送開始前の申請書のご提出が確認できない場合、事情の如何に係わらず事前エントリーをしなかったものとして取り扱うこととなります。その場合、減額計算を適用することはできません。
- ・放送回数は、1 度の報告で正確に報告してください。放送回数の報告漏れがあった場合、減額計算の適用はできません。

【減額計算の適用条件について】

下記(1)(2)の利用条件を全て満たし、テレビ・ラジオ放送利用申込書ファイルのシート「申込方法および記入要領」に記載された手順のとおり申請をする場合に限り、放送回数の総計が 100 回を超える分について、使用料規程 <第 2 節 放送等>(放送等の備考)⑥(イ)に基づく減額計算を適用します。

- (1) 放送の開始前日までに申請書を提出すること（事前エントリー）
- (2) 放送期間終了日の翌々月末日（2 カ月後の末日）までに、当該期間の放送回数を正確に報告すること

【お支払い】

- ・放送回数のご報告をいただいてから通常 10 日以内に請求書を発行いたします。
- ・請求書発行日から 30 日以内にお支払いください。但し、初めてご申請いただいた場合など、請求書発行日から 10 日以内の期日を指定させていただくことがあります。

(2) インターネットなどネットワーク上で配信する場合

インタラクティブ配信の手続きが必要となりますが、CMの配信方法によって取り扱いが異なります。

[A] 広告主ホームページで配信する場合は、広告主ご自身による手続きが必要です。

[B] インターネット上のサービス（広告主ホームページを除く）の広告スペース（枠売り広告メニューなど）で配信する場合は、広告関係事業者（広告主、広告代理店等）による手続きが必要です。

[C] [A][B]以外の方法でCMを配信する場合は、原則として、配信サイトの運営者（配信事業者・媒体社等）による手続きが必要です。

[A] 広告主による手続き

広告主の方が、自社ホームページでCMを配信する場合は、オンラインライセンス窓口「J-TAKT」(<https://j-takt.jasrac.or.jp/>)からお申込みください。

【手続きの基本的な流れ】

■ 初めてお申し込みの方

J-TAKT 申請（企業情報、配信情報登録）

基本契約書、サービス概要書の提出

■ 基本契約締結済みの方

J-TAKT 申請（配信情報登録）

サービス概要書の提出

音楽著作物利用許諾書受領

許諾番号・許諾マークの掲載

利用曲目報告、使用料のお支払い

手続きにあたっては、以下ページもご参照ください。

<http://www.jasrac.or.jp/info/network/business/procedure1.html>

【インタラクティブ配信使用料】

情報料及び広告料等収入がない広告主ホームページで、CMをストリーム形式で配信する場合の使用料は、年額 50,000 円（月額 5,000 円）（いずれも税別）です。

広告主ホームページで収入を得ている場合やダウンロード形式で配信する場合等は、下記メールフォームから具体的な内容を添えて、JASRAC 送信部ネットワーク課にお問合せください。

メールフォーム <http://www.jasrac.or.jp/network/faq/toiawase.html>

[B] 広告主ホームページ以外でCMを配信する場合の手続き

インターネット上のサービス（広告主ホームページを除く）の広告スペース（枠売り広告メニューなど）において、広告目的複製の許諾を得たCMコンテンツを、ストリーム形式または再生制限のあるダウンロード（有期限ダウンロード）形式による配信で利用する場合は、広告関係事業者（広告主、広告代理店等）がお申込みください。

【手続きの基本的な流れ】

(1) 「インターネットCM配信利用申込書」提出

- インターネットCM配信利用の申込みは、原則として、配信回数の確認が取れる方（広告主または広告代理店等）がおこなってください。
- 配信開始前日までに「インターネット配信利用申込書・配信回数報告書（http://www.jasrac.or.jp/info/dl/c_07.xls）ファイルの「①インターネットCM配信利用申込書」シートの「お申込日」「お申込者」「ご利用内容」欄を入力のうち、同ファイルをJASRAC送信部ネットワーク課CM係（network-cm@pop02.jasrac.or.jp）までeメールに添付してお送りください。この段階での「②配信回数報告書」シートへの入力不要です。（データファイルをそのままお送りください。）
- 初めてお申込みされる方は、別途、「①インターネットCM配信利用申込書」シートをプリントアウトして捺印（社印）のうち、ご郵送ください。
- 申込期間は、申込書1件につき最大3カ月とします。3カ月を超えて配信する場合は、申込書を分けてください。3カ月を超えて継続利用する場合、次の配信開始前日までに追加して申込書をご提出ください。なお、あらかじめ配信期間が3カ月を超え継続して利用することが決まっている場合には、3カ月毎に申込書を作成いただき、まとめてご提出いただくことも可能です。

(2) 許諾番号受領

- 許諾番号を発行いたします。eメールに添付してお送りいただいた申込書ファイルの「①インターネットCM配信利用申込書」に「許諾日」「許諾番号」を記載して、ご担当者様へeメールに添付して同ファイルお送りいたします。
- お送りした申込書ファイルは、配信終了後の「配信回数報告書」のご提出の際に必要となりますので、大切に保管してください。

(3) 「配信回数報告書」提出

- 許諾を受けた配信終了日の翌々月末日までに、「許諾日」「許諾番号」を付してお送りした申込書ファイルの「②配信回数報告書」シートの「配信回数報告日」「配信回数報告」欄に入力のうえ、JASRAC 送信部ネットワーク課CM係 (network-cm@pop02.jasrac.or.jp) までeメールに添付してお送りください。
- 捺印は不要です。データファイルをそのままお送りください。
- 許諾番号が記載されていないものは無効です。必ず、許諾番号受領時の申込書ファイルにご入力ください。万一、紛失した場合は、JASRAC 送信部ネットワーク課CM係までご連絡ください。
- 第三者（媒体社など）が発行する広告掲載報告書など、広告掲載に関する配信回数の証憑書類を添付してください。
- 広告メニューごとの配信回数を入力してください。広告メニューごとの配信回数を入力すると、請求金額が各「請求額」欄に自動計算されます。
- 配信開始前日までにインターネットCM配信利用の申込みを行った場合で、かつ、同一のコンテンツを継続反復して 100,000 回を超えて配信する場合は、減額計算した使用料が適用されます。なお、当協会において、配信開始前日までに申込書のご提出が確認できない場合、事情の如何に係らず、この減額計算を適用することはできません。
- 配信終了日の翌々月末日までに、許諾を受けた期間の配信回数を正確に報告する場合、算出した使用料額の減額計算が適用されます。なお、配信回数報告は一度の報告で正確に報告してください。配信回数報告に漏れがあった場合、証憑書類の添付がなかった場合、この減額計算を適用することはできません。

(4) 配信使用料の支払

- 配信回数報告をいただいた翌月末日頃に請求書を発行します。
- 請求書発行日の翌月末日までにお支払いください。

【インタラクティブ配信使用料（音楽を利用している広告に関する取扱いの特例）】

コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式または再生可能な期間に制限のあるダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、1曲1CMコンテンツ1,000リクエスト回数ごとに50円を加算して得た額、または5,000円のいずれか多い額とする。

なお、同一のCMコンテンツを継続反復して配信する場合は、その使用料を減額することができる。

ご不明な点がございましたら、JASRAC送信部ネットワーク課CM係(TEL:03-3481-2120 e-mail: network-cm@pop02.jasrac.or.jp) までお問い合わせください。

【減額計算の適用条件について】

「インターネットCM配信利用申込書・配信回数報告書」ファイルの「インターネットCM配信利用申込書」「配信回数報告書」の各シートに必要事項を入力し、eメールに添付して提出した場合で、下記の利用条件を満たす場合、使用料規程<第11節インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）⑥音楽を利用している広告に関する取扱いの特例）に基づき、それぞれ減額計算を適用します。

- (1) 配信開始前日までに利用申込みを行う場合で、かつ、同一のCMコンテンツを継続反復して100,000回を超えて配信する場合
- (2) 配信終了日の翌々月末日までに、許諾を受けた期間の配信回数を正確に報告する場合

【1リクエストについて】

CMコンテンツの配信回数となります。エンドユーザがクリックしたなどのリクエストと同義ではありません。CMコンテンツファイルに音楽が含まれた状態で配信されている場合であれば、エンドユーザの端末環境・端末操作や広告メニューのデフォルト設定（サウンドON/OFF切替など）に関わらず、1リクエストと数えます。また、音楽が流れる前に動画の再生を終了した場合でも、再生されたCMコンテンツファイルそのものに音楽が含まれている場合は、1リクエストと数えます。

【使用料の計算方法（例）】

1 曲 1 CMコンテンツ 1,000 回配信あたりの単価：50 円

計算式：単価×配信回数（千回単位）=インターネットCM配信使用料（税別）

※ この他、特定の条件を満たす場合、減額計算を適用します。前述の【減額計算の適用条件について】をご確認ください。

※ 「インターネットCM配信使用料計算シート (http://www.jasrac.or.jp/info/dl/c_08.xls)」の「取引内CM配信回数合計」欄に配信回数を入力していただくと、使用料が自動計算されます。

【注意事項（必ずお読みください）】

- 1 曲 1 CMコンテンツとは、1 商品 1 サービスで捉えられるものです。同一商品、またはサービスのバージョン違いのCMコンテンツは、申込みを一つにまとめることができません。
- 1 CMコンテンツにおいて、複数の楽曲を利用する場合は、楽曲毎に申込みを分けてください。
- 同一CMコンテンツが複数媒体に掲載される場合、取引単位でお申込み下さい。また、アドネットワークについては、1 取引としてお申込みください。
- 申込期間は、最大 3 カ月となります。3 カ月を超える利用のお申込みについては、次の配信開始日前日までに追加して申込書をご提出ください。
Ex. 4 月 29 日～5 月 28 日 ⇒ 1 カ月
4 月 29 日～7 月 28 日 ⇒ 3 カ月
- 1 件の申込みにつき、配信回数が 1,000 回を下回る場合の使用料は、5,000 円（税別）となります。
- 申込内容の変更は、速やかにご連絡ください。
 - ・ 利用期間の延長 ⇒ 3 カ月以内までの利用の延長の場合、追加の申込は不要ですが、必ず事前に JASRAC 送信部ネットワーク課CM係までご連絡のうえ承認を得てください。延長した利用期間は「配信回数報告書」で正しくご報告ください。3 カ月を超える場合は、別途お申込みください。
 - ・ 媒体社の追加・変更 ⇒ 「配信回数報告書」提出時に正しくご報告ください。
 - ・ 配信取止め・配信中止 ⇒ 事前に JASRAC 送信部ネットワーク課CM係までご連絡のうえ承認を得てください。
 - ・ 上記以外の変更 ⇒ 事前に JASRAC 送信部ネットワーク課CM係までご相談ください。

[C] [A][B]以外の方法でCMを配信する場合の手続き

[A][B]以外の方法で配信する場合は、原則として、当該CMを配信するサイト運営者（配信事業者、媒体社）からの手続きとなります。オンラインライセンス窓口「J-TAKT」（<https://j-takt.jasrac.or.jp/>）からお申込みください。

手続きの基本的な流れは、[A]広告主による手続きと同様です。

【インタラクティブ配信使用料】

媒体社から手続きをいただく場合の月額使用料は、配信するサイト全体の月間の広告料等収入の2.0%です。（暫定的に1.5%で運用しています。）

[A]～[C]に関わらず、ダウンロード形式で配信する場合等は、下記のメールフォームから具体的な内容を添えて、JASRAC 送信部ネットワーク課にお問合わせください。

インタラクティブ配信手続き窓口：JASRAC 送信部ネットワーク課

TEL：03-3481-2120 FAX：03-3481-2155

メールフォーム <http://www.jasrac.or.jp/network/faq/toiawase.html>

3. 放送・配信以外での利用に係る手続き

広告目的複製の許諾を得ていただいた後、展開方法ごとに必要な手続きについて

展開方法	制作に係る手続き	展開方法ごとの利用手続き
店頭・街頭ビジョン・イベント会場・機内ビジョンでの上映 (動画 CM)	広告目的複製	ビデオ上映
劇場での上映 (劇場用 CM)		映画上映
再生演奏 (音声 CM)		演奏
展示・掲示 (ポスター等)		
配布(ノベルティグッズ等)		

- ・動画CMを店頭で上映する場合のビデオ上映の手続きについては、演奏部で承ります。映像ソフト上映 2 利用申込書 (http://www.jasrac.or.jp/info/dl/v_08.pdf) を、演奏部宛てにご提出ください。

JASRAC 演奏部演奏業務課 TEL : 03-3481-2161 FAX : 03-3481-2152

- ・街頭ビジョン、イベント会場でCMを上映する場合のビデオ上映の手続きについては、上映場所を管轄する支部までお問い合わせください。
支部一覧 (http://www.jasrac.or.jp/info/local_a.html)
- ・機内ビジョンでのCM上映については、上記演奏部演奏業務課にお問い合わせください。
- ・劇場用CMの映画上映手続きについては、複製部広告・ゲーム・映画課で承ります。手続きの詳細は以下の JASRAC ホームページをご参照ください。
(<http://www.jasrac.or.jp/info/cinema/CM.html>)
- ・音声CMを店頭などで再生演奏する利用に関しては、上記演奏部演奏業務課にお問い合わせください。

3. 信託契約約款上の管理留保・制限（委嘱・タイアップ）について

CMのために書き下ろされた作品は「CM委嘱」として、CDや音楽配信等のプロモーションを目的としてCMに利用する新しい作品は「CMタイアップ」として、委託者（著作者または音楽出版者等）からの届出がある場合、信託契約約款に基づき使用料が免除となる利用形態があります。

展開方法	制作に係る手続き	放送・配信・上映等に係る手続き
放送（テレビ・ラジオCM）	広告目的複製	放送
配信（ウェブCM）	広告目的複製	インタラクティブ配信
店頭での上映（動画CM）	広告目的複製	ビデオ上映
街頭ビジョン・イベント会場・機内ビジョンでの上映（動画CM）		ビデオ上映
劇場での上映（劇場用CM）		映画上映
再生演奏（音声CM）	広告目的複製	演奏
展示・掲示（ポスター等） 配布（ノベルティグッズ等）		

※上表の網掛け部分が使用料免除の対象となります。インターネットや携帯電話などネットワーク上で配信する利用については、使用料免除の対象となりませんので、ご注意ください。

なお、委託者から「CM委嘱」として届けられた場合と「CMタイアップ」として届けられた場合とで、使用料が免除となる利用形態は同じですが、以下のとおり運用ルールが異なります。

【CM委嘱作品】

CMのために「依頼を受けて書き下ろした」として、委託者から届けられた作品

→ 免除期間：原則として1年

【CMタイアップ作品】

「新曲プロモーションのため広告主等からタイアップ協力が得られた」として、委託者から届けられた作品（作詞者・作曲者・音楽出版社等関係権利者すべての同意が必要）

→ 免除期間：楽曲の販売（配信）開始から3カ月、最長で1年

→ タイアップ可能なサービス（商品）数：3つまで

※1つの作品について、CM委嘱とCMタイアップの両方を選択することはできません。

委託者はどちらか一方を選択して届け出ることになります。

但し、著作権信託契約約款に基づく映画委嘱（映画のために書き下ろされた）として届けられた作品は、別途CMタイアップ作品として届け出ることが可能です。この場合、映画委嘱作品に係る免除措置に加えて、CMタイアップ作品としての免除措置の適用を受けられます。

4. よくあるお問い合わせ

1. 市販の CD を使いたいと考えているのですが、JASRAC の許諾を得ればよいですか？

市販の CD やテープなど第三者が制作した既存の音源を利用する場合は、著作権とは別に、著作隣接権者として法律の保護の対象となっているレコード会社などの原盤権や歌手・アーティストなど実演家の権利がはたらくことから、それらの許諾も必要となります(著作隣接権)。音源として市販の CD をご利用になる場合には、まずその CD を発売しているレコード会社へ連絡し、著作隣接権の手続きをしてください。

2. 著作権は永続的に保護されるのですか？

原則的には、著作物の創作から著作者の死後 50 年(著作者が死亡した翌年から起算)までです。ただし、外国著作者の場合、日本が太平洋戦争中、第二次大戦の旧連合国民の著作権について保護しなかったため、サンフランシスコ平和条約によって課された義務で、当該著作権の通常の保護期間に戦時期間を加算して保護するという特例措置が適用となるケースがあります(戦時加算)。具体的には、通常の保護期間に戦争期間を加算することになります(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第 4 条)。

3. 音楽の利用にあたっては、全て JASRAC に手続きを取らなければいけませんか？

著作権の保護期間を経過した作品であれば、ご自由にお使いいただけますが、著作権の消滅していない曲で JASRAC が著作権を管理していない楽曲もあります。その場合は、その著作者(作詞家・作曲家)の許諾を得ていただくことが必要です。また、JASRAC へ著作権の一部を管理委託せず、著作者自らで管理していたり、他著作権管理事業者に委託している場合もありますので、利用に際しましては J-WID (<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>)などで、充分ご確認ください。

4. 訳詞したり、編曲したりする場合も、JASRAC の了解が必要ですか？

訳詞・編曲する場合については、著作権法の 27 条で「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」と定められていることから分かるように、著作者の許諾が必要です。

しかしながら、JASRAC はこの条に定める権利の委託を受けていないため、訳詞や編曲するような場合、まずは著作者、音楽出版者などに直接同意を得ていただいたうえで、利用方法に応じて JASRAC に手続きをしていただくこととなります。

また、原曲の著作権が消滅していても、編曲された作品をご利用いただく場合、編曲者の著作権が保護期間内にあり、手続きが必要となることがありますのでご注意ください。

5. CD 発売前であれば使用料は発生しませんか？

著作権は作品が創作されたときに自動的に発生しますので、著作者の許諾を得る必要があります。著作者本人が JASRAC 委託者であれば JASRAC への手続きと使用料のお支払いが必要です。

著作者本人が委託者ではなくても、著作権譲渡先の音楽出版者が決まってい、その音楽出版者が JASRAC 委託者であれば、同様に手続きと使用料のお支払いが必要です。

6. 衛星放送、有線放送のCM放送回数を記載する欄が無いのですが。

CMで回数ベースの放送使用料をお支払いいただくのは、地上波だけとなります。衛星放送、有線放送でのCM放送利用は、JASRAC と各放送局との包括契約に含まれておりますので、回数報告は不要です。ただし、制作にかかる広告目的複製利用手続きは必要ですのでご注意ください。

7. 海外で制作したCM素材を日本に持ち込む場合は、手続き不要ですか？

海外で楽曲の権利者とCM利用に関する直接契約を取り交わしている場合でも、一般的には制作に係る録音許諾のみの契約となっており、日本における放送使用料やインタラクティブ配信使用料は、日本における権利者（JASRAC 管理楽曲の場合は JASRAC）に別途お支払いいただくことが必要です。放送や配信に関しても直接契約に記載があるなど、特段の事情がある場合は、JASRAC 複製部広告・ゲーム・映画課までお問い合わせください（TEL: 03-3481-2173）。

8. CMをダウンロード形式で配信する場合の使用料は？

視聴期限を制限できる仕組みを持つ、有期限ダウンロード形式であれば、ストリーム形式と同様に取り扱います。視聴期限のない（無期限）ダウンロード形式については、音楽に限らず、一般的に権利者の許諾を得られないケースが多く、JASRAC のインターネットCMの取扱いにもこのような利用形式は定められておりません。

ただし、ダウンロード形式で配信されることについて、CMに関わる音楽以外の権利処理が可能な場合は、直接 JASRAC ネットワーク課（TEL: 03-3481-2120）までお問い合わせください。


5. 巻末資料



作品データベース J-WID の利用





音楽をご利用される際は、事前に「JASRAC 作品データベース検索 J-WID (<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>)」でご利用作品の権利関係をお調べください。



JASRAC 作品コード、作品タイトル、権利者名、アーティスト名などから作品の検索が可能で、その作品の JASRAC への管理委託範囲などを知ることができます。検索して出てきた作品名をクリックすると、作品詳細画面が表示されます。このうち「著作者・権利者」信託状況欄の区分が次のように分かれています。

全信託	JASRAC に全支分権を委託している権利者
部分信託	JASRAC に支分権の一部を委託している権利者
演録M	外国演奏権・録音権団体に所属している権利者
演奏M	外国演奏権団体に所属している権利者
録音M	外国録音権団体に所属している権利者
無信託	JASRAC に委託していない権利者 外国団体に所属していない権利者
消滅	著作権消滅
不明	著作者不明

さらに、内国作品については、支分権単位管理状況欄の配信部分をご覧頂き、であれば JASRAC が著作権を管理しています（一部管理を含む）。ご利用の際は、JASRAC の許諾（ライセンス）が必要です。

但し、外国作品の場合は見方が異なり、支分権単位管理状況欄の演奏、録音、CM、配信部分がいずれも で、且つ、著作者・権利者欄に 記載がない権利者が 1 名（社）以上存在していれば、JASRAC が著作権を管理しています（一部管理を含む）。ご利用の際は、JASRAC の許諾（ライセンス）が必要です。

また、は、当該支分権・利用形態について、JASRAC は著作権を管理していないことを意味しています。ただし、管理状況欄「CM」が となっている場合（CM制作に係る CM 送信用録音について JASRAC 管理外）であっても、同じ作品の「録音」「出版」「ビデオ」「映画」が であれば、放送・配信のための CM 制作に係る複製以外の広告目的複製について、また「演奏」「放送」「配信」が であれば、CM 制作後の展開方法ごとの利用について、それぞれ JASRAC に手続きが必要となりますので、ご注意ください。

は JASRAC に管理を委託していない権利者ですので、ご利用の際は、別途権利処理が必要です。よって、管理状況が であっても、JASRAC の許諾にはこの権利者分は含まれませんのでご注意ください。

